

K110.82

54a

新編讀本卷之四

稻垣千穎 撰

生
第三
補正往
是
補正行忠孝兩左ながら全くす
河内守正成の長子なり、正成 詔
時、正行十一歳父に隨
ひて、櫻井驛まで往まけるを思ふ様有りと
て、河内へ歸り遣すとて、誠むるに賊を討ト
君を安んド奉る可き事を以てせり、正行家

稻垣千穎撰

卷四

新編讀本

文學社刊行

新編讀本卷之四

稻垣千穎 撰

第一 楠正行忠孝兩立から全くす
楠正行は河内守正成の長子なり、正成
墓本にて、橘津に向ふ時、正行十一歳、父に隨
ひて、橘津に歸すと往來けるを、思ふ様有りと
て、嘗て、歸り遣すとて、誠むるに賤を討計
君を安んじ奉る可き事を以てせり、正行家

新編

新編

に歸りて、父の教を片時も忘れず、或る時は、童輩を集め、軍陣の状をなして、是は朝敵を討つなりと云ひ、或る時は、竹馬に鞭をあてて、是は足利を追ふなりなど云ひて、嬉戯するにも、常に此の事を



のみ事とけるが、長じて後、果てて勇武衆に勝れ、南朝無二の忠臣となりて、屢々寡兵を以て賊の大軍を退け、正平三年正月、二十三歳にして、賊將高師直と四條畷に戦ひ、利あらずして死せり、正行幼にして、克く父の遺誠を守り、上は以て、癡慮を慰め奉り、下は以て父の志を繼ぎけるを、御方も歎も、稱せぬ者い無かりーとぞ、

第二 親に孝ある者ハ君に忠あり

宋の楊政の父忠、金人と戦ひて死せり、政時に年七歳、父を哀み慕ふこと、殆成人の如し、其の母之を奇とて曰、親に孝なる者は必君に忠あり、此の兒必忠臣となりて、吾が家を興さんと、後果して仕へて環慶路の安撫使となり、兵を率ゐて金人の宋に入らんとするを拒ぎて大功を顯し、終に大尉に進めり、

第三 敬臣親を顯す

唐の任敬臣、五歳にして母を喪ひ、哀毀禮に過ぐ七歳の時、其の父に問ひて曰、何をしてか慈母極なきの恩に報ゆ可まと、父の曰、名を揚げて親を顯せば可なりと、敬臣是より志を勵いて學問し、博く書籍を読みけるが、後弘文館の學士になれり、

第四 養生の話

此の身ハ父母を本とす、父母無くば何う我有らんや、父母の惠を受けて生れ、又養へれ

たる我が身なれば、我が私の物に非ず、父母の遺體なり、されば慎みて善く養ひ、長く天年を保つ可し、是父母に孝する道なり、凡人ヒト生れては、君に忠を致し、父母に孝を盡し、人倫の道を行ひ、義理に従ひ、身の壽福を享け、久しく世に存して喜樂を得んこと、皆人の願ふ所なり、之を願ひ、先養生の術を知りて、よく身を保つべし、是人生第一の事なり、身命ヒトメイハ至りて重し、然るに之を養ふ術を

知らず、只管私慾を恣にして、身を亡し命を喪ふは愚の至と謂ふ可し、身命と私慾と、孰か重き孰か輕きと云ふことを、能く辨へ知りて、日に一日を慎み、懈らず養生の術を行ひ、必病無くして、命長かるべし、若身を養ふことを知らず、病多くして命短くば、君に忠し、親に孝し、人倫の道を行ひ、義理に従はんとするも、決して得べからず、天下四海の富を得ても益なく、財の山を積みても用無

1. 然れバ病なく一て

長壽なるより大なる

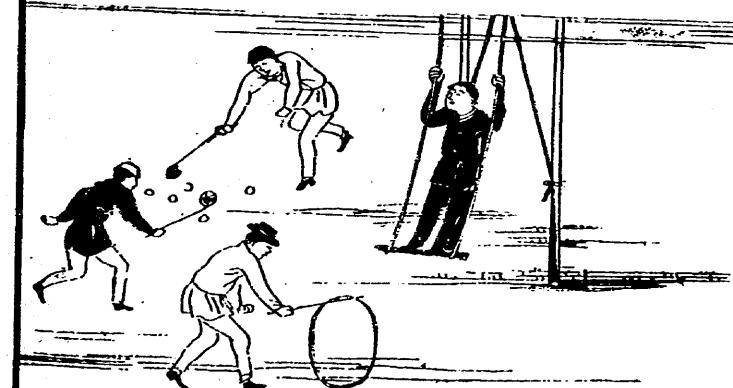
福ハ無くして、實に壽

は萬福の根本なり、

何事を問はず、勉めて
止まざれば、必効有り、
譬へば春種を蒔きて、
夏善く養へば、秋に至
りて穫多きが如し。若

能く養生の術を學びて、久しく行はゞ、必身
壯健にて、能く天年を保ち、長生を得て父
しく喜樂をうけんこと、疑無し。

今園に草木を裁ゑて愛する人は、朝夕心に
かけて、水を灌ぎ、土を培ひ、肥を施し、蟲を去
りて、善く養ひ、其の榮を喜び、其の衰へを憂
ふ、草木は至りて軽く、身命は至りて重し、豈
身命を愛すること、草木にも如かざる可け
んや、養生の術を知りて之を爲るゝ上は君



父に事へて忠孝をなし、下は我が身長生安樂の爲、なれば、幼き時より、早く此の術を知るべし。身を慎み生を養ふは、人間第一の重んず可き事なり。

第五 書簡の作例

諸子ハ定めて書簡の要用をることを知りたるべし。余ハ今、古人の書簡中より、短簡ある者の作例二三を掲げ示すべし。

○時若とて此頃は寒威加々ム愈活家族皆

平安ニ付度ム哉されば先頃申ニ愚草
深免進ド申ハ無曲餘情ハ宗善は述と申
残キ以上

霜月廿一日

傍似雲

○先程密活用ニ由被仰ハ才人物を、のら
進上中ハ活用経古使つたる、未ハ唐墨よ進
ド申合以上

五〇

三宅正堅

右の二ハ口上書の體なり、左に掲ぐる者を、

普通の書牘の體とす。

○以手紙聲上仕ひ秋冷在座ひ一せ愈在安
全被成古座在聲外去間志遠方來歸被
下殊更勞活高年子弟承奉在客以系之輕
可申上之要甚不得手遠延引之羅東居官
先活禮可也○如母ニ古座久尚拜顔可也
上手以上

八月廿八日

閑其寧

○如教諭新年活素祥無際限中猶公愈拂寫

勝活過歲被成久旨出度在客久僕多怠
役加年久被懸活心頭早々預活從書未至
存外古貴猶年始夢祝祠幸勿動古座久從
期活待永享之阿矣恐惶謹毛

正月十八日

梁田邦鼎

第六 有王主を慕ふ

世にハ舊恩を忘れて、其の主の事有るに臨
みては、忽避け遁るゝ者も有るに、有王と云
ひ一童子の、其の主俊寛僧都に仕一事ニテ、

實に珍一かりけれ、治承元年、俊寛は、鹿が谷の密議平家に漏聞江て、少將成經、朝臣、檢非違使、判官康頼と共に、硫黃が島に流されぬ。同三年、成經康頼の二人は、赦されて都に還りて、俊寛一人は、尚^ホ彼の島に止められて、悲しき月日を明け暮せり。有王は、主に別れてより後は、仕官もせず、日々諸社諸寺にのみ詣で、今一度主に遇はんことを懇に祈請せり。斯て四年を経て、有王只一人出

で、先^ハ奈良に在る俊寛の女を訪ひて、其の書簡を携へて、遙々硫黃が島へ出立ちぬ。海山の長き旅路に、多くの月日を積みて、辛くして彼の島に渡りて見れば、俊寛ハ、在り姿容にも有らで、體瘦



せ色衰へ、髪ハ木の皮にて束ね、身ハ赤裸にて立てる状。此の世の人とも思れぬに、有王涙止め得ず、來り方の物語具に爲て、さて言ふ様。有王此の世に在らん限ハ、御心安く思召す可し。縱此の島に數多の年を過すとも、御最後を見奉らん程ハ、此處にて仕へ奉らんとて、峯に登りて、硫黃を堀りて人に賣り、浦に出で、魚を捕りて俊寛を養へり、さて翌年正月、俊寛ハ病に罹りければ、有王

之を限の奉仕と思ひて、暫も側を立離れず、懇に看護一けれど、終にはかなく成りければ、泣々島に火葬して、遺骨を拾ひ取り、袋に盛りて、頸に懸け、涙に咽びつゝ、都に歸り上りて、彼の奈良なる女



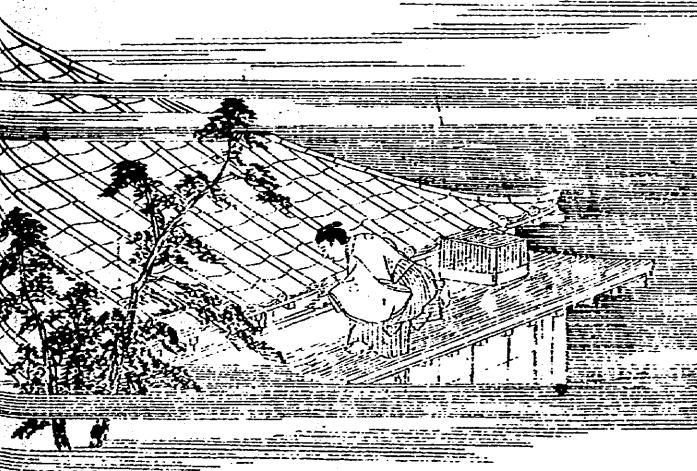
の許に到り着きて示すに、女悲々焦れて、出家の志を起一ければ、有王之を高野山の麓なる山寺に伴ひ行きて、願の如く出家させよ。父母の菩提を弔ひせ、其の身も直に高野山に登りて、奥の院に主の遺骨を納めて、卒都婆を立て、乃出家入道して、同トく主の後世を弔ひけり、有王の志哀なることなり。

第七 信綱主の爲ふ自罪を負ふ
伊豆守松平信綱は、世に智慧伊豆と稱せら

れて、智謀忠義其の頃無雙の人なり、其幼かリ一時は、長四郎と稱して、將軍徳川秀忠公の世子家光に侍して、共に遊戯一けり、一日、家光父將軍の殿の檐に、雀の巣を作りて、其中に雀の児の多く居るを見て、長四郎を召びて、彼の雀の児を捕來れと命ず、長四郎其の頃十一歳なりければ、此の事成一得ずと、再三辭すれども、聽かれず、左右の者曰、雀の児ハ、晝ハ驚きて捕へ難ければ、晝の間に巣

の在る處を見置きて、夜に入るを待たんと、家光之を許す、其の夜、長四郎竊に彼の殿の此方の屋に攀登り、彼の方へ傳ひ往きて、雀の兒を捕へんとけらるが、誤りて中庭に墜ちたり、夜中にて、四面

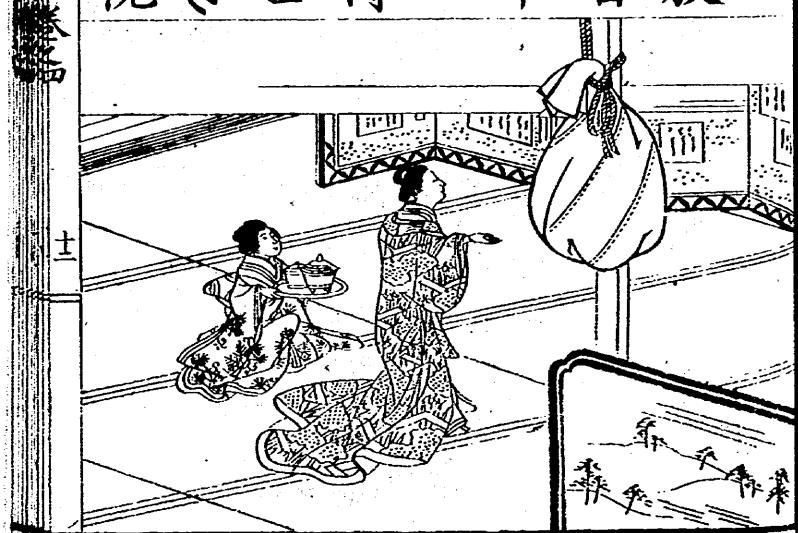
物静なる時なれば、其の音將軍の寝所に聞ゆ、何事ならんと怪みて、自力を提升、夫人に手燭を執らせて、戸を開きて庭を見れば、長四郎平伏してあり、其の故を問へば、長四郎頭を叩きて、今日此の御殿の檐に、雀の兒の居るを見て、之を欲する心止め難く候ふによりて、恐有る事なれども捕に參り候ふと答ふ、將軍また是必汝の心ならず、他に汝に命ぜ一者有らんと、詰問せらるれども、長四



郎固く然らずと陳一ければ、長四郎を大なる囊の中に入れ、其の口を封じ、柱に懸けて、汝實を吐かずは、決一て出さトとて、翌朝まで其の儘置きて、將軍ハ他に往かれぬ、夫人長四郎が、幼主の爲に身を顧みずして、實を吐かざるは、感するに餘有りとて、密に囊の口を解き、食物を與へて、復初の如く封じ置かれぬ、頃くありて、將軍還り来て、又度こ責問はるれど、長四郎竟に其の語を改めざり

ければ、夫人傍より切り

に將軍に乞ひて、赦一て放ち遣らるゝを、將軍目送一て、彼が心幼くして能く斯の如し、他日成長一て、竹千代の傳とならば、必節義の士とあらん、末頼も一ま童子なりとて、大に悦



れけるが、後幕府股肱の士となりて、大に家光を輔佐せり、竹千代とい、家光の幼名なり。

第八 手習の事

凡書を習ふには、まづ机に對て身體を正しくし、高く墨を取りて、端正に磨下し、墨を磨る間、手を汚すこと勿れ、高く筆を執りて、端正に字を書くべし、一點一畫、必平正分明にして、我が儘に筆を下す可らず、手本を能く見て、少一も違ひざる様に書き習ふ可し。此の如くすれば、必進と易し、然れども亦書法と六ふ者有りて、之を知らざれば、進むこと速ならず、故に字を習ふ者は、先書法を知る可し。

第九 筆を執る法

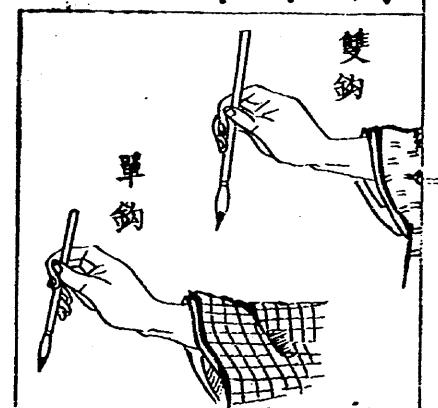
筆を執るに、雙鈎單鈎の二様あり、雙鈎とは、大指と、食指中指の二指と相對て、筆を挟むを云ひ、單鈎とい、食指一を掛けて、挟むを云ふ、字を習ふに、雙鈎まるを善とす、單

卷之四
鈎ハ、手固ラズトて、筆に力無レ、凡筆を執るにハ、甚強くハ握る可ラズ、指ハ淺く掛け可レ、深く掛けられべ力弱くトて手の内自由ならず。

第十 運腕の法

又運腕法と云ひて、字を書く時、腕の運らリ様ミツ有リ、先枕腕ハ、左の手を右の手の下

に敷きて、右の手の枕ハシマにするを云ひ、提腕ハシタマとは、右の肘ハシモツハ机の上に着けて、腕ハシマハ机より上アツるを云ひ、懸腕ハシタマトイ、肘ハシモツを高く上げて、腕ハシマ空に置くを云ふ、枕腕ハシマハ、小字を書くに用ひ、提腕ハシタマハ、中字を書くに用ひ、懸腕ハシタマは、大字を書くに用ふる法也、凡字を書くに、指ハシを以て筆を動す可ラズ、大字ハシにハ



肘を動かし、小字には腕を動かす。然る時ハ筆の
動、自由なり、指ハ執る事を主り、肘と腕とは、
動く事を主る者なり。

第十一 張芝書を學ぶ

其の勉むること尋常なる者ハ、其の業も亦
尋常にして、其の勉むること非常なる者ハ、
其の譽も亦非常なる者なり。支那の後漢の
張芝字を伯英と云ひ一人能書にて、最草
書に妙なり、其の少かり一時書を學ぶに布

帛の類、其の洗滌に便なるが爲に、庭中の池
に臨みて習ひ一かば、池水常に之が爲に黒
かり一と云へり、其の勉強想ふ可きあり、其
の頃韋仲將と云ふ者有りて、亦草書に巧な
るを以て名を得たれども、懸に芝に及ばず、
因て常に芝を呼びて草聖と云ひて、其の草
書の妙、凡人の企て及ぶ所に非るを稱トけ
ると云、芝初、蔡琰杜度の二人を師とせ一が、
後其の名蔡杜に超ぬければ、時人稱トて、青

は藍より出で、藍より青く、芝ハ蔡杜を學びて、蔡杜より優なりと云へり、勉強して懈らず、功を積むこと久しき時、其の上達すること此の如し、及ばずとて自畫るゝ、所謂自棄つる者にして、學問する者の大に賤ミ惡も所なり、

第十二 蘭丸信を守る

森蘭丸長定ハ、幼より織田信長公に仕へて、忠義の譽有り一人を、公或る時指の爪を削りて、蘭丸に、され捨てよと命ぜられしに、蘭丸直に起たずして有りければ、何の故に捨てぬぞと有るに、御爪一つ不足ありと言ふ、公立ちて袖を振はるゝに、果て出でければ、公幼年の者の心づき、神妙に思はれり、又或る時、公廁に入られしに、蘭丸、公の刀を持ちて外に侍一けるが、公の出づるを待つ間に、何心なく、其の鍔の餅の千葉菊の數を計へ居たり、公之を知りて、程経て後、近習

の人々を召して、此の
刀の鐸の菊の數を言
ひ中つる者に、此の刀
をば與へんと有るに、
面々にひくに言ひ
出づれど、蘭丸一人は、
一言も言はずりけれ
ば、蘭丸は、何故に言ひ
ぬと問はるゝに、其

の故に、過ぎ一日御廁の御供よて、御刀持
候ひ一時、計へて覺に居り候へばなりと言
ひければ、公其の直實なるに感ずて、彼の刀を
ば蘭丸に與へられぬ。

第十三 司馬光妄語を戒む

宋の司馬光幼かり一時、青胡桃を弄せり、其
の姉之を見て、其の皮を剥ぎて與へんと
けれども、能はずして去りぬ、一婢來て、熱湯
に浸して、容易に之を剥きて與ふ、後姉又來



て、光に汝之を剥ぎたりやと問へば、光給きて、我自之を剥ぎたりと答ふ、時に光の父窃に之を見て、汝何ぞ妄語すると呵す、光是より戒めて、生涯妄語せざり一とぞ、妄語ハ百惡の源なり、凡人の惡をなして、罪に陥り刑に觸る者も、初より大惡をなすに非ず、其の初皆妄語にて自戒めず、人を欺くに慣ふより入る、慎まざる可んや。

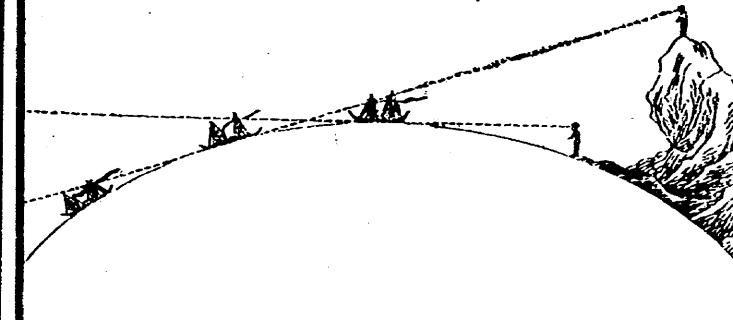
第十四 地球の話

地球ハ甚^ヲ廣大なるものにて、山嶽の屹と一
て、高く天に聳えたるも、原野の茫と一て
遠く雲に接せるも、海洋の渺と一て、遙に
空に連れるも、吾人の目より之を見れば
其の高大涯無きが如くなれども、地球の
全部より一て之を言へば、皆其の一小部
分なり、

地球は、此の如く廣大なるものなれば、其の
形狀如何なる物と云ふことい、究め知る可

からざるが如リと雖
決一にて然らず、地球
は恰も橙子の如く、圓
きものなり、如何なる
實驗に依りて之を知
るとならば、今海邊に
出で、港灣を出帆す
る船舶を見るに、次第
に岸を遠るに隨ひて、

船體は漸く水面に没一て、唯帆檣のみを見
益、遠れば、帆檣も亦漸く水面に隠る、然れど
も更に高處より之を望めば、尚數秒時間明
に之を見るを得べし、又或る航海者の
實驗せし所に依れば、東に向ひ進航して、更
に其の方向を變ぜざれば、終に西に出で、西
に向ひて航行止まざれば、必東に出づと、是
地球の形狀圓きが故に然る者にて、其の
周圍ハ、大約一萬餘里有りと云へり、



地球の全體は此の如く至て大なるものなるが故に、吾人は常に此の地球上に棲息すれば、絶えて其の球形なるを見ず、平扁にして涯際なきものと思へども、其の實ハ球形の大なる者にて、彼の天に聳する山嶽、空に連れる海洋も、實ハ橙皮の凹凸の如きものなり、

第十五 匡房の博識

關白藤原賴道公、宇治の平院建立の時地

形の事あど議せん爲に、右大臣藤原師房公を伴ひて、彼の地に往きて、大門北向ならずして、他に建つ可き地なし、大門の北向なる寺、他に例有りやと問はるゝに、師房公知らずと答ふ時に、大江匡房卿、未幼なるを、車の後に乗せて連れられけるを、かれこそ斯る故事ハ能く知りたれとて、召出一て問はるゝに、匡房、天竺に於ては那蘭陀寺、唐土に在りてハ西明寺、我が邦にてハ六波羅密寺、

皆大門北向なりと即
答一ければ、二公感賞
にて止まざりけり、匡
房ハ、大學頭舉周の孫
にて、四歳にして始め
て書を読み八歳に一
て史記漢書に通せり、
十一歳の時、師房公試
に命じて詩を賦せし



め一に立どころに成一ければ、嘆賞の餘、
帝に獻ぜられしに、大に御感有りて、是より
學料を給して、學問せさせられしに、後博學
雙ふ者無く、詩歌文章に至るまで、當時能く
及ぶ者無かりき。

第十六 時棟書を讀む

攝政藤原道長、或る日他へ行く途に、十二三
歳許ある童子の片手に書籍を持ちて、荷馬
の口繩を牽きて、読みつゝ、行くを見て、奇と

して、近く召寄せて見るに、誠に怜利げなる

童子なれば、連れ歸りて、時の學士大江匡衡に附けて、學問せよ。せけるが、漸く博學の聞高く、後に、大江時棟と名乗りて、君に仕へて博士の道をつげ



第十七 畵工の話

京の圓山應舉に、卧猪の圖を需むる者有りしに、應舉、まだ卧猪の實物を見ず、如何せんせ思ひ居たる時、瀬村より、老婆の薪を戴きて來たる有り、應舉止めて、卧猪の事を問ふに、山家にては、稀に見る事有りと答ふ、應舉曰、汝復之を見べ、直に來り告げよ。必厚く報いんと、數日の後、婆、應舉が許に來り告げ

て曰、只今我が家の後山の竹叢中に猪來卧せりと、應舉悦びて、門人二三人を從へて、急ぎハ瀬に到りて之を視るに、猪猶^ホ卧せり、直に筆を執りて之を寫し、厚く婆に報い、家に歸りて之を清寫せり、後

纖も無くして、老翁の鞍馬より來たる有り、因て又卧猪の事を問ひ、かつ圖せる所を以て之に示すに、翁熟視て曰、是卧猪に非ず、而病猪なりと、應舉怪みて其の故を問へば、曰、卧猪は安睡の中と雖、態自勢あり、病猪は然らず、予山中に於て之を見るに實に此の圖の如一と、應舉始めて悟り、具^サに翁に卧猪の状態を問ひ、之に因りて改め圖せり、後八瀬の老婆に遇ひて、嚮の猪を問へば、婆曰、怪



む可ト、彼の猪ハ、明日竹叢中に死一たりト、
應舉之を聞きて、愈翁の言に服ト、後復翁の
來るに及て、後の圖幅を示一ければ、翁嘆賞
一て、是眞の卧猪なりと云ヘリ、

第十八 孔融梨を譲る

後漢の孔融ハ、幼にて遜讓の心有リ、其の
四歳あり一時、諸兄と共に梨を食ふニ、融自
擇びて、小き者を取り、人其の故を問ヘバ、
曰、余ハ小兒なれば、理當に小き者を取るべ
きなりと、

第十九 道真等の穎敏

贈太政大臣菅原道真公は、參議是善卿の子
なり、生れて穎悟、年甫めて十一、是善、島田忠
臣をして詩を試み一むるに、立どころに成
りければ、是善大に驚きて、蘭ハ芽より一て
芳し、此の子必文者とならんと云ヘリ、唯此
の公のみに非ず、橘廣相、九歳にて詩を
賦ト、大江匡衡ハ、七歳にて始めて書を讀

み一も、其の九歳の時に、詩を作りけるが、後皆博士を歴て、貴顯の職に進めり、古より博學文士と稱せられ一人、其の天性も有れど、皆幼より學問を勉めたるに依て成れること、知る可きあり。

第二十 高倉帝の寛仁

高倉帝、幼にして仁恵の御心深く、聖明の御聞、高くましませり、御年十歳許になり給ひ一頃、紅葉を深く愛し給ひて、禁園に假山を

築きて、多く楓樹を裁
ゑ給へり、其の時、嵯峨の仁和寺より獻じたる二本の楓樹、紅葉殊に美しくして、他樹に勝れければ、帝此の樹をば、紅葉の山にい裁ゑ給はず、藤原信成に御預希有りて、朝夕



持參^{シラセ}らせて御覽^{シラセ}せられて、殊に愛^{ハシメ}し給へり、一日信成を召^スして、例の如く紅葉を持參^{シラセ}らせ給ひければ、信成畏りて、往きて見るに、仕丁二三人、彼の紅葉の枝を散々に折焼^{ハサクヤク}まで、酒を緩め居たり、信成驚^{ハラハラ}きて、先^{ハシメ}仕丁を戒め、恐懼^{ハラハラ}して御前に出で、實を奏^スして罪を待つに、帝更に怒り給^{ハシメ}、徐に曰^ス、林間酒を緩むるに紅葉を焼くと、是^{ハシメ}白居易が句なり、誰か仕丁をして、此の風流をあさ^{ハシメ}めたると

て、何事も問給^{ハシメ}はず、却て御感を蒙れり、斯る卑賤^{ハシメ}の者までも、御恵を垂れ給ひければ、貴賤上下、皆此の^{ハシメ}君の千秋萬歳を祈り奉らざる^{ハシメ}無かりけり、

第二十一 葛井親王の武技

三品葛井親王ハ、桓武帝の御子、御母ハ坂上田村磨の女にて、嵯峨帝の御弟あり、親王御年十二の時、嵯峨帝豐樂院に御して、射術を覽給^{ハシメ}ひ、禮畢^{ハシメ}りて、侍臣に勅^スして、代^{ハシメ}

射せしめ給ひ、帝戯に曰、弟幼稚と雖、當に弓矢を執る可しと、親王乃ち起て射る、再發皆中る、時に親王の外祖田村磨も座にあり、喜に堪へず、起て親王を抱きて舞ひ、進み奏して曰、臣嘗て數十萬の兵を率みて蝦夷を征せしが、實に天威に頼りて、僅に平定を致せり、自料るに勇略尚足らざる所多く、然るに今親王幼稚にして、武技此の如し、臣等の能く及ぶ所に非ずと、

第二十二 司馬光甕を破る

司馬光生れて七歳許なる時、其の友と他の家に遊ぶ、庭に大なる甕有りて、水を満つ、一兒之を見て、其の上に登り戯れんとして、忽誤て水中に陥つ、群兒或ハ逃れ隠れ、或ハ泣叫びて救を求むれども、來る者なし、光初より少くも狼狽せず、一塊の石を携へ来て、甕を撲ち破らんとす、兒等止めて曰、恐くハ主人の謹を蒙らんと、光聽かずして曰、人命ハ

甚貴重なり、甕何ぞ惜むに足らん、主人の謹ハ、吾甘んじて受第んと、遂に甕を破りけれバ、彼の兒ハ水と共に此の竈より流出で、命を全くせり、光幼よリ誠實にして欺かず、穎敏にして謀ありけ



れば、長するに及びて其の聞、高く終に宋の宰相となれり、

第二十三 古人の書牘

前章にハ、古人の書牘の短簡なる者を示せり、今此の章に於てハ、其の稍長き者を掲げ示すべし。

中井積善の書牘 古山常助に復す

○ 素書致すも高論感塞之言也。庄生へ
愈後清福と申す所存至るまなかむ夫

無事の致眠食生活の暮の披下小室に當
居て殊處酒食湯地も極山彌月雪消不中
及油寒威の志士達地も川筋皆凍合累日通
船無し積み俄卅年已前之儘に身手不
為也と曰文終不至在不此病は身手不
杜若老年小及出行難澁表面に出勤迷惑
子村南を般隱居渾藏家留お詮般其
左氣力ハ何も衰じ絶え僅り身手又校中
教授講習等の儀志不志更足と云通事務

隨分堅固の所を以てども右の儀先生の忠心
之假店裏の紹介不外名前も書面も通事務
中不生異言甚煩ひ意と尋好物とてかね
因書の文字を考みて併通之るとは實篇
とも認められ左様店裏から不外川口清安泰
伴三右近の成長ヨリ様子も直布
古見之跡重洋俄少く能事専約東陽
のや年不恐懼等々

十二月廿九

中井潔翁

赤松鴻の書簡 峴垣重藏に贈る

時下暑熱過甚被涼風拂健幸被感復
在於旅中每度當午席奉承端午端午
奉承端午端午比諸症消退迄今飲食也
お腹より仕三五未殊幸勿仕合之既生
既生之先又暫存餘息之事と存候未
慮外に懸念レドモ愚考不勝り西無事仕合故
古禮古事記トシ度私嘗年々病懶怠慢
立宿起の彼下矣

直連吉新嘉也古屋よりあくらアハ仰付
愚考之將末日數度通來在社作目追
可脫稿之處多至他方の漢清贊之未離
幕被僕殊甚不盡繕之以古宥恕可彼下矣
頓首謹

五月十七。

第二十四 道長の氣概

赤松 鴻

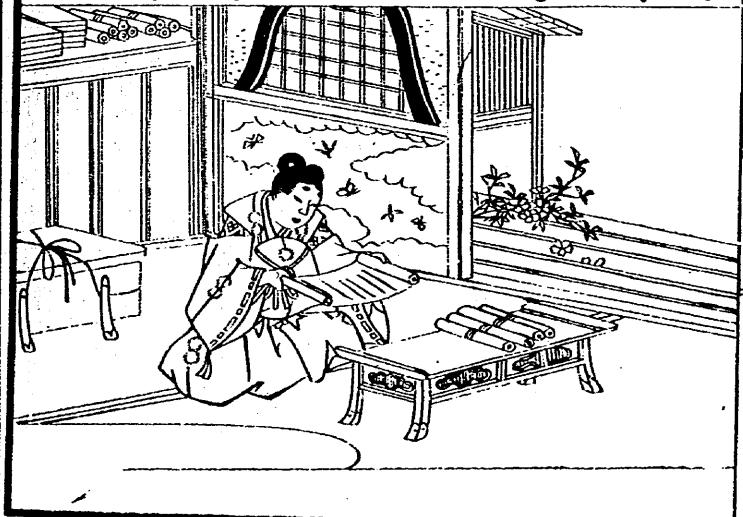
攝政道長公ハ關白兼家公の第五子よて、幼
より英氣人に勝れ一人なり、父關白常に一

族公任の人となりを羨れけるが、或る時諸子を勵まさんとして曰、我が子ハ遠く公任に及ばず、彼が後に従ひて、其の影をも踏むこと能はずと、兄道隆及道兼、自及びざることを揆りて、首を俛いて對へざるに、道長獨曰、小子固より彼が後に従ひて、影を踏むこと能はず、たゞ恐くい終に其の上に出で、面を踏むこと有らんと、後果して太政大臣從一位に陞りて、榮貴古より比無きに至れり、

第二十五 牛若志を立つ

源義經の左馬頭義朝の第九子にて、小字を牛若と云へり、平治二年、義朝誅せらるゝ時、牛若僅に二歳、其の母常磐と共に捕へて六波羅に送られけるを、平清盛其の罪を赦されば、常磐之を鞍馬山の僧覺日の弟子とし、名を遞那王と改め、稍長するを待ちて、僧とせんとせり、遞那王年甫めて十一、適母の

語を思ひ出して、諸家の系圖を見始めて其の世々將家の種なるを知り、是より志を立て、平氏を滅して、父祖の恥を雪がんことを思ひ、晝夜終日學問を事とし、夜は終夜武技を習へり、或る時、陸奥の商人吉次末春と云ふ者、鞍馬へ詣で来るを、半若密に之と約して、俱に陸奥へ下れり、半若時に年十六、道に於て自元服して、義經と名け、源九郎と稱し、陸奥に到り着きて、其の國の豪族藤原秀衡に依りて、時の至るを待てり、治承四年、兄頼朝、以仁王の令旨を奉じて兵を起すに及びて、義經二十餘騎を率みて、之に駿河に會し、遂に兵六萬に將として、進みて源義仲を京師に討ト、平氏



を西海に殲スルて、其の功を奏スル、官伊豫守に任せり、賴朝府を鎌倉に開きて、天下兵馬の權を總攬することを得るに至りスル者ハ、實に義經の力なり。

第二十六 元就の大志

太膳太夫毛利元就、朝臣ハ、名を松壽と云ひて、幼かりテより警敏にスルて、大志有りテ一人なり、年十二の時、安藝の嚴島の社に詣りけるが、歸るに及びて、從者に汝等も亦祈ること有りやと問ひければ、從者皆、君の山陽道を并せ給はんことを祈れりと答ふ、松壽喜はずして曰、汝等何ぞ祈ることの小なるや、其の志海内を并せんとするも、僅に數國を領するに過ぎず、而して今僅に山陽を并せんことを祈る、何を以てか山陽を得ん、其の成す所知る可リと云ひければ、人皆驚き服せり、元就初、猿掛の城に在りテ一時ハ、僅に邑七十五貫を食スル、士卒三百餘を養ふに過ぎ

ざり一が、後出雲の尼子氏を滅し、大内氏の
爲に陶氏を討す、終に山陰山陽十國を領し、
威を海内に耀すに至れり。

第二十七 少年當に勉むべ一

凡人の徳に進み業を成すへ、皆幼き時の勉
強に由りざるゝ無し、幼き時へ事の累なく、
志專一にして、進歩速なる者なり、然るを日
々遊戯にのゝ耽りて、父兄の誠をも用ひず、
此の勉強の時を徒に過し、稍長するに及び

て、漸く身の不自由を覺え、忽ち後悔して、俄に
學に志し、業を勉むるも、決して大事大業を
べ成し得ざるものなり、昔晉の陶淵明と云
ひ一人ハ、盛年重ねて來らず、一日再晨あり
難い、時に及びて當に勉強すべし、歲月へ人
を待たずと云ひ、宋の晦庵へ謂ふこと勿れ、
今日學べずして來年有りと、謂ふ勿れ、今年
學べば、來年有りと、日月逝きぬ、歲我と
延びず、嗚呼老いたり、是誰が愆ぞやと云へ

り、されば幼年の輩はよく自説めて、憚無く
勵み勉む可き事なり。

新編讀本卷之四終

明治十七年九月廿六日版權免許

同十八年六月出版

定價金拾三錢

埼玉縣士族

撰者 稲垣千穎

東京下谷區仲徳町二丁目
日一畠地

出版 文綴子社

同本町四丁目十六番地

届御版再正訂日三廿月四年廿治明